

商工業を応援する「伊那市商工業振興等補助金」をご利用ください

《令和7年度 伊那市商工業振興等補助金一覽》

令和7年7月発行

事業名	事業の目的	事業の内容	担当
-----	-------	-------	----

1 創業・開業されるみなさま

創業支援事業補助金	市内に新たに開設する事業所に対して支援を行い、地域産業及び地域経済の持続的発展を図る	市内に新たに開設する事業所に係る購入・改修費用及び賃借料の一部を補助する。 ・補助率 補助対象経費の2/3以内 上限 30万円 ・特定創業者、中心市街地での開業、指定業種等の上限加算あり	商業労政係
-----------	--	---	-------

2 商店街のみなさま

共同施設設置事業補助金	商店街施設の整備を促進し、商店街の活性化を図る。	アーケード、街灯等の新設、増設、改修に係る工事費を助成する。 10企業以上の構成団体 工事費20万円超 ・補助率 事業費の1/5以内 ・補助金額の上限 20万円	商業労政係
空き店舗バンク登録促進補助金・空き店舗バンク成約報奨金	空き店舗情報登録サイトへの空き店舗情報の登録を促進し、市内の空き店舗の解消を図る。	・中心市街地の空き店舗オーナーが物件を貸し出すために必要となる旧店舗の片付けや清掃の費用を補助する(上限15万円)。 ・中心市街地の登録物件の所有者に対し、売買又は賃貸の契約成立に対し1件につき10万円を支給する(賃貸契約の場合は同一物件について1回限り)。	商業労政係
商店街活性化事業補助金	商店街を活性化させ、地域商業の発展と地域の絆の強化を図る。	商業団体等が行う賑わいを創出し、集客により商店街を活性化する事業や、商店街の調査、研修事業について助成する。 ・補助率 事業費の1/2以内 ・補助金額の上限 単独団体:10万円、複数団体:20万円	商業労政係

3 雇用・人材育成

奨学金返還支援事業補助金 【令和10年度末まで】	若者の移住定住の促進及び地域産業の担い手となる人材の確保を図る。	奨学金を受けて大学等を卒業した後、市内に定住し、雇用期間に定めのない就職をする30歳未満の若者に対し、奨学金返還額のうち他の補助金額を除いた自己負担額の一部を補助する。 ・補助率 年度中に返還を行った額の2/3または3/3(上限24万円) ・補助期間 最大5年間	商業労政係
中小企業人材育成事業補助金	技術、技能等の習得により中小企業者の人材育成を図る。	中小企業が従業員に対して行う、職務上必要な技術、技能等を習得するための研修・講習会等に関する経費を補助する。 ・補助率 研修費用の1/2以内 ・補助金額の上限 一企業につき5万円以内	商業労政係
雇用促進事業補助金	企業の事業拡大に伴う新たな雇用を支援する。	市内への工場等の新設、移設又は増設(投下固定資産額が5,000万円以上の場合)に際し、市内から10名以上の新規従業員を1年間以上雇用した場合に助成する。 ・補助額 市内採用従業員×10万円(上限500万円)	工業振興係
中小企業退職金共済掛金補助金	退職金共済掛金の一部を補助することにより中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図る。	新たに退職金共済契約を締結した中小企業者に対し、当該退職金共済掛金の一部を補助する。 ・補助金額 加入者1人につき定額7,200円 ※補助の対象となる経営者の皆さんには、別途ご連絡いたします。	商業労政係

4 設備投資

工場等設置事業補助金	企業の経営安定や事業拡大を支援し、地域経済の活性化を図る。	市内への工場等の新設、移設、増設で、固定資産投下額が1,000万円以上の場合に補助する。(償却資産のみでも可) ※建設業及び小規模企業に限り500万円から対象とします。 ・補助率 当該固定資産税額の2.5/10～10/10 ※投下額等により補助率及び補助期間等が異なります。	工業振興係
指定施設設置事業補助金	企業が市内に指定施設を整備する事業を支援する。	市内への指定施設(宅宅・休養施設・託児施設等)の新設で投下固定資産額30万円以上の場合に助成する。用地は、取得後3年以内に指定施設の整備に着手した場合に対象とする。 ・補助額 当該固定資産税相当額	工業振興係
下水道等施設整備事業補助金	下水道等整備計画区域外において、企業自らが行う下水道等整備について一定額を補助し、スムーズな事業活動を支援し産業振興を図る。	既存施設から公共研までの間の本管機能を有する下水道等施設整備に対して助成する。 ・補助率 工事費用の1/2以内 ・補助金額の上限 1,000万円	産業立地推進課
産業用地取得補助金	産業用地を購入する企業に対して用地取得費の一部を助成することにより、生産施設及び設備への投資を支援し、生産活動の円滑化と立地の促進を図る。	市が所有する3,000㎡以上の産業用地を購入し、3年以内に操業を開始する場合に助成する。 ・補助率 ①市外企業の立地等 用地取得費の1/3以内 ②既存企業 用地取得費の3/10以内 ※既存企業でも新規雇用が10名以上の場合1/3以内 ・補助金額の上限 1.5億円	産業立地推進課
AI・IoT等利活用促進事業補助金	事業上の課題をAIやIoT等の利活用によって解決しようと計画しているものづくし事業者の設備投資等を支援する。	AIやIoT等の利活用のために必要となる次の経費を対象として補助する。 ・対象経費:設備導入費/システム開発費/アドバイザー等によるコンサルティング費用/クラウドサービス利用料等(社内の人件費は対象外です。) ・補助率 対象経費の1/2以内 ・補助金額の上限 50万円 ※有識者による選考会を実施し、補助対象者を決定します。(予算の範囲内)	工業振興係

4 設備投資

環境調和事業補助金	工場等でのクリーンエネルギーの活用又は省エネルギー対策により、環境負荷の低減を図る。	市内の工場等での二酸化炭素削減効果が高い設備等の設置に対して補助する。(設置費100万円以上対象) ・対象設備 木質バイオマス ・補助率 土地取得費を除く事業費の25%以内 ・補助金額の上限 30万円	工業振興係
省エネルギー施設導入支援事業補助金【拡充】	省エネルギー施設の導入に係る経費の一部を補助することにより中小企業者の持続的な生産性の向上及び脱炭素化の推進を図る。	市内の事業所に新たな省エネルギー施設等の導入に対して補助する。 ・対象経費及び補助率 要件を満たす省エネルギー施設等の導入に係る購入費及び設置工事費等の合計の1/2以内 ・補助金額 1企業あたり補助上限金額 100万円 ※対象となるものは、経済産業省資源エネルギー庁による中小企業等エネルギー利用最適化推進事業において実施するエネルギー利用最適化に向けた診断(省エネ診断)により、省エネルギー効果が認められるものに限りです。	工業振興係

5 販路拡大

販路拡大事業補助金	中小製造企業者の展示会出展等による販路拡大を支援する。	中小企業者等の次のような販路拡大のための事業に対して補助する。 ①販路拡大のための展示会・商談会(即売会を除く。)への出展 ②販路拡大のためのマッチングサイトへの掲載 ・補助率 出展料、展示品やPR動画製作費等の経費合計の1/2以内 ・1企業あたりの補助上限金額 50万円(R7のみ・上限額に達するまで)	工業振興係
-----------	-----------------------------	--	-------

6 新技術・新製品

新技術新製品開発研究事業補助金	中小企業者等の技術開発や地域振興の取り組みを支援する。	中小企業者等(構成員の1/2以上が市内に主たる事業所を有するもの)が行う次のいずれかに該当する新技術・新製品の開発研究に対して補助する。 ①工業所有権の取得を目指すもの ②選考会において特に地域産業の発展に寄与すると認められたものに該当する場合には、工業所有権出願費用に対する補助金(特許等の出願時に申請)と開発研究全体に要した費用に対する補助金(特許査定後に申請)を分割して交付する。 ・補助率 出願費用や開発研究に伴う原材料等購入等経費合計の1/2以内 ・補助金額の上限 100万円(工業所有権出願補助は30万円・開発研究終了後補助は70万円)	工業振興係
産学官共同技術開発事業補助金	中小企業者等の新技術・新製品の開発研究を支援する。	市内の中小企業者等が大学、高校又は公的研究機関と共同して行う新技術又は新製品の開発研究事業に対して補助する。 ・補助率 開発研究に伴う原材料等の購入等経費合計の1/2以内 ・補助金額の上限 300万円	工業振興係
新産業創出グループ支援事業補助金	中小企業者等の経営安定や事業拡大を支援し、地域経済の活性化を図る。	3社以上のグループ(2/3以上が市内に主たる事業所を有する中小企業者)が行う新産業創出の調査研究に対して補助する。 ・補助率 調査研究に伴う講師謝礼等経費合計の1/2以内 ・補助金額の上限 50万円	工業振興係

7 その他

元気ビジネス応援隊アドバイザー利用事業補助金	中小企業者等の経営安定や事業拡大を支援し、地域経済の活性化を図る。	アドバイザーによる経営管理・加工技術・生産管理等の指導を受けた企業に対し、その費用の一部を補助する。 ・補助率 中小企業者が支払った経費の1/2以内 ・補助金額の上限 4万5千円	工業振興係
産業団地分譲成約報酬制度	立地意向のある企業情報を提供し、分譲成約に至った場合に情報提供者に成約報酬を支払う。	分譲代金の1/100の額	産業立地推進課
ICT人材誘致事業補助金	県外のICT事業者の誘致及び定着を促し、市内への本格的な移住、事業開始及び拠点の設置を図る。	長野県の「おためしナガノ事業」と連携し、試行的に移住・創業を実施するに当たり、事業者が支払う市内での居住に係る家賃の一部を補助する。 ・補助率 市内での居住に係る家賃の1/2以内 ・補助金額の上限 一人当たり月額3万円	工業振興係

※同一事業に対して補助金を重複して利用することはできませんので予めご了承ください。

- 詳細についてのお問い合わせは、
伊那市役所(0265-78-4111)、商工観光部 商工振興課(内線2431・2433)、
産業立地推進課(内線2451・2452)までお願いします。